

平成 23 年度

公立大学法人公立はこだて未来大学年度計画

公立大学法人公立はこだて未来大学

平成23年度 公立大学法人公立はこだて未来大学年度計画

第1 年度計画の期間等

1 年度計画の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間とする。

2 年度計画の意義

この計画は、中期計画に基づき、事業年度の基本的な業務運営に関し定めるものであり、年度計画に定めのない事項であっても、中期目標および中期計画を達成するため、適宜、適切に取り扱うものとする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 大学全体としての理念・目標に関する措置

- ・中期計画に基づき、各学科、研究科、附属機関の年度計画を策定し、ホームページで公開する。
- ・年度計画について、教授会・各コース会議等を通じて周知を図り、教職員による理解の共有の徹底を図る。
- ・基礎教育（リベラル・アーツ）を担うメタ学習センターの将来計画に基づき、具体的な指針の策定を進め、実施する。

2 教育に関する措置

(1) 学部教育の措置

- ・メタ学習を基礎とした専門教育の手法を研究し導入を引き続き図るとともに、本年度開講される新カリキュラムに導入された情報表現入門などの科目について評価・検討を行う。
- ・年度当初にコース会議で、コース別の育成目標等の確認を行い、年度末に達成度の評価を実施し、達成状況に応じて、必要な改善を図る。
- ・学科再編等に伴い整備したカリキュラムの実施状況の分析と評価を引き続き実施する。

(2) 大学院教育の措置

- ・教員の行う研究プロジェクトへの大学院生の積極的参加を奨励

し、専門領域を超えた学際的な能力を引き続き養う。

- ・学部および大学院の教務委員会が連携し、学部生が履修可能な大学院科目の整理を図るとともに、ICTコース設置に向けて大学院開講科目の整備を進める。
- ・大学院における基礎教育のあり方について、特にシステム情報科学専攻としての専門基礎科目の充実を図るとともに、演習・実習科目を強化するなど、高度技術者としての能力の獲得に向けた教育体制の整備に努める。

(3) 入学者受け入れに関する措置

[学部]

- ・入試選抜がアドミッション・ポリシーに沿って実施されているかどうかについて、検証を行う。
- ・ウェブサイト等を効果的に活用し、本学における学びの可能性について受験生や保護者に分かりやすい形で提示するなど、効果的な広報活動を実施する。
- ・AO入試、推薦入試の合格者に対して実施している「数学」、「英語」の導入教育について、引き続き実施する。
- ・AO入試による合格者に対して、2年次のコース選択時に、入学時の希望を優先する制度を検討する。
- ・高校等において、模擬講義やプロジェクト学習への体験イベントなどを実施し、本学における実践教育のあり方を伝える積極的な広報活動を引き続き行い、知名度の向上を図る。

[大学院]

- ・実状に合わせた入試方法の具体的改善策を検討する。また、他大学からの受験生を増やす方策について検討を開始する。
- ・学内推薦制度を積極的に推進し、学生が早期に大学院進学を目指す体制を引き続き整える。特に学部1、2年次にキャリアパスの一環としての大学院進学を啓発する。
- ・優秀な学生を確保するため、大学院早期入学(飛び入学)を継続して実施する。
- ・これまでの連携している海外の大学との単位互換およびダブルディグリー制について実施を検討する。
- ・情報系以外の分野の大学院との連携について具体的な検討を行う。
- ・博士前期課程における社会人入学のニーズを首都圏を対象に調査し、その実現方法の検討を行う。

(4) 教育体制に関する措置

- ・平成22年度の学科再編後の学年進行に伴う評価を行い、教科

担当等の教育体制の整備・充実を図る。

- ・各科目担当教員がシラバスによって達成目標を明示し、定期試験および授業オンラインフィードバック等によって達成度の評価を行う。
- ・コース会議等において、個々の教員の担当科目の実施方法を教員相互で確認するとともに、科目間の情報交換を図る。
- ・教員・学生間の交流を進め、教育・研究水準の向上に引き続き努める。
- ・教育方法について、教務委員会を中心に具体的な改善手法を引き続き検討する。
- ・高大教員の意見交換会や地域中等教育機関との単位互換授業などの、高大連携事業を引き続き実施する。
- ・学内のコンピュータ関連施設・設備等の利用状況・運営・管理体制を評価するために可視化を行い、利用者の満足度が高いシステム整備と効率的な維持・管理体制を整備する。また、次世代の教育研究環境の構築のための設計方針を策定する。
- ・さまざまな分野の教育を目的として導入したe-Learningシステムについて、有効性の評価を行う。
- ・社会人向けの長期履修制度を効果的に運用する。また、東京サテライトオフィスを活用した社会人大学院生向けの教育研究指導のあり方について取りまとめる。

(5) 教育内容および教育方法に関する措置

[学部]

- ・学科改組にともない改訂されたカリキュラムについて、知識体系の点から実施内容の検証を行う。
- ・学生各自の能力や適性を判断し最適な進路選択が出来るよう、履修状況などの自己評価システムの実施を進める。また、新規に構築したポートフォリオシステムの試験運用を開始し、本運用に向けてテスト・評価・改善を行っていく。
- ・システム情報科学実習（プロジェクト学習）の水準の維持を図るとともに、次年度にむけて高度ICTコースとの連携体制を準備する。
- ・大学院進学を前提とした6年間の教育研究制度の導入の可能性について、高度ICTコース以外について検討し、結論をまとめること。
- ・基本情報技術者試験をはじめとする情報処理技術者試験についての支援体制を、高度ICTコース教員を中心に検討し取りまとめる。

- ・リエゾンラボラトリーを通じて、高度ICTコースでの产学連携による教育演習について検討を行う。
- ・インターンシップの受入先の拡大に努め、希望者が全員受講できるよう引き続き活動する。
- ・内容を一新したバーチャルイングリッシュプログラム(VEP)の充実を図る。

[大学院（博士前期課程）]

- ・学部におけるカリキュラム改訂を受けて、博士前期課程のカリキュラムの見直しを進める。
- ・博士前期課程における高度ICTコースカリキュラムの実施に向けた、カリキュラムの設計と修了認定の検討を開始する。
- ・実践的な技術や知識の専門性向上を図るための大学院教育方法について、教員間での情報共有を図る。
- ・アカデミッククリテラシーなどの科目を通じて専門英語教育の推進に努める。
- ・RA（リサーチ・アソーシエイト）制度を活用し、実際的な研究方法に関する経験を深める機会を提供する。（博士後期課程でも同様に行う。）
- ・新設したリエゾンラボラトリーを中心に大学院教育における産業界との連携を強め、知識や資金の導入を推進する。

[大学院（博士後期課程）]

- ・特別セミナーを通じて、博士後期課程の適切な研究指導を行う。特に留学生や社会人学生には状況に応じた指導を行う。

(6) 教育の質の向上のためのシステムに関する措置

- ・教員全員がファカルティ・ディベロPMENTへの意識を共有し、授業評価を積極的に活用し、相互評価、研修などを通して教育の質の向上を引き続き図る。
- ・メタ学習センターを中心に、ファカルティ・ディベロPMENTの方針に従って実施計画案を遂行する。
- ・プロジェクト学習および卒業研究の成果を学外発表を推進する。

(7) 学生支援に関する措置

- ・担任教員、教務委員会、事務局が連携し、学生の履修状況を把握し、問題を抱える学生に対する対処を行うシステムの維持に努める。
- ・学生の各学期内での履修状況をコース会議で集積し、履修状況等に問題のある学生を早期発見・対応できる体制の維持に努める。
- ・授業や卒業研究指導等での教員・学生間のトラブルに即応でき

るよう、相談窓口教員を設置し、学生に周知する。

- ・科目担当教員と担任教員間に学生に関する情報を伝達する仕組みを確立するとともに、異常を発見した場合の対処方法をマニュアル化する。
- ・教職員にメンタルヘルスに関する情報の共有化を図るとともに、学生にメンタルヘルスに関する知識の普及を進める。
- ・学生委員会と事務局が連携し、学生の生活状況に関する情報収集を行い、必要な対策を講じる。
- ・後援会との連携を維持し、学生の自主的学習活動やサークル活動の支援を今後も継続する。
- ・マナー向上活動を推進するとともに、大学施設利用のルールを明示し、モラル・マナー向上のための施策を引き続き実施する。
- ・大学敷地内における全面禁煙に向けた対応を進める。
- ・就職委員会を中心に、より幅広い業界へ働きかけを行い、引き続き就職先となる業界・業種の拡大を図る。
- ・就職委員会を中心に、引き続きよりきめ細かな就職指導および相談を実施する。

3 研究に関する措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する措置

- ・重点研究支援の維持、教員の研究テーマから本学の独自性を構築できる内容を選定し、集中的な資源の投入を引き続き図る。
- ・大学の戦略的な研究プロジェクトについて成果報告会などを通じて積極的に P R する。
- ・公開中の機関リポジトリの内容の充実を図り、学内の研究成果を広く社会に公開する。
- ・平成 22 年度に整備された未来大学出版会を通じて本学の研究の周知を図る。
- ・国内・国際学会、国際ワークショップ、シンポジウムなどの開催を積極的に支援する。
- ・社会連携ポリシーにもとづいて、教育・研究成果の社会への還元および対外的に情報発信するための支援体制を整備する。
- ・知財ポリシーにもとづいて、知的財産の登録拡大とその適正な運用を図る。
- ・地域産業による本学の知的財産の活用を促進する施策を行う。

(2) 研究実施体制等に関する措置

- ・大学全体としてのマリン I T 、メディカル I T およびモバイル I T などの戦略研究テーマについて、重点的に取り組むための

支援を引き続き行う。

- ・学内での研究報告会を実施するとともに、学会発表内容等の学内における情報共有について検討する。
 - ・研究予算を弾力的に配分し、効果的な運用を行う。
 - ・倫理委員会を中心に、研究者の倫理向上に関する啓発活動を行うとともに、研究費不正防止等対策の一層の推進を図る。
- (3) 研究の質の向上のためのシステムに関する措置
- ・学内研究助成および研究成果に対する顕彰制度等について効果的に運用する。
 - ・教員の業績評価の予算配分への反映を試験的に実施する。
 - ・教員の在外研究制度の効果的運用を継続する。

4 地域貢献等に関する措置

- (1) 教育活動等における函館圏を中心とした地域社会との連携に関する措置
- ・キャンパスコンソーシアムに積極的に参画し、地域の中での高等教育機関の連携を強める。
 - ・地域の学校等との連携を強め、科学技術を中心とした初等中等教育の充実を図る。
 - ・市民公開講座などの実施によって生涯学習の場を提供するとともに、地域社会・住民への専門的知識の普及を進める。
 - ・地域における専門講習会等のニーズを調査し、本学が取り組むべき今後の方向性を取りまとめる。
- (2) 産学官連携の推進に関する措置
- ・産官学連携の活動に対して、特別研究費の重点配分などの積極的な支援を引き続き実施する。
 - ・研究成果を生かした起業を促進するための助成制度導入を引き続き検討し、結論をまとめる。
- (3) 地域貢献等の向上のためのシステムに関する措置
- ・教職員の業績評価および学生の顕彰制度を通じて、地域貢献活動等を促進する。
 - ・平成22年度に策定した社会連携ポリシーを学内・学外へ分かりやすく提示し、理解促進を図る。

5 国際交流に関する措置

- ・学術交流を拡大するとともに、教員や学生の交流を計画的および継続的に実施する。
- ・留学生の受け入れ実績に基づいて具体的な支援体制の強化を図

る。

- ・大学院生の海外留学を積極的に支援するため、制度や情報共有体制について整備を行う。

6 附属機関の運営に関する措置

(1) 情報ライブラリーの運営に関する措置

- ・教育・研究に必要なライブラリー資料の収集、充実に努めるとともに、情報ライブラリー利用に関するオリエンテーションを実施するなど、利用環境の整備と利用者に対するサービスの向上を図る。
- ・蔵書の拡充を情報ライブラリーの重点領域と関連付けて行う方策を引き続き推進する。
- ・Webページ等を通じて、大学の所有する書籍や資料に関する情報を地域に提供する。
- ・教員に機関リポジトリへの登録を促すとともに、その広報に努める。

(2) 共同研究センターの運営に関する措置

- ・地域社会への貢献を目的としたプロジェクトへの取組みを継続する。
- ・函館圏の企業との結びつきを強め、シーズやニーズを開拓するための活動を継続する。
- ・公的研究資金の公募情報を収集、公開するとともに、獲得のための支援活動を継続する。
- ・外部機関との連携および共同研究、受託研究等外部資金の活用による研究を積極的に支援する。

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

1 運営体制の改善に関する措置

- ・年度計画に基づいて学内委員会の目標を明確にし、年度末に達成度の評価をする。
- ・大学運営の中長期的戦略を企画・立案するための方針の決定と情報収集と積極的に進める。
- ・意思決定を迅速に行うため、常勤役員による会議を毎週開催する。

2 教育研究組織の見直しに関する措置

- ・入学試験データおよび入学後の成績を調査し、入試制度の検証を

行う。

- ・アドミッション・ポリシーの周知および学生募集、大学説明会などの広報活動を引き続き充実させる。
- ・高校訪問その他入学志願者に対する進学相談、道内外の高校における出張講義等を計画的に実施するとともに、そのための各種情報のデータベースを引き続き整備する。
- ・学術連携室を中心に、計画的に研究交流の拡大・強化を図る。
- ・社会連携ポリシーに基づき、教育研究による地域貢献を計画的に推進する組織について検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する措置

- ・職員の一部をプロパー化する計画を策定し、計画的にプロパー化を推進する。
- ・特任教員制度を活用し、特色ある教育、研究等を推進する人材の確保を図る。
- ・人事評価システムに基づいて人事評価を行うとともに、評価結果の処遇等への反映について引き続き検討する。
- ・学内人材マップとしての「教員研究紹介」の有効活用を引き続き図る。
- ・函館市から派遣された事務職員については、市の人事評価制度（試行）に基づき、引き続き試行を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する措置

- ・事務の簡素・効率化に引き続き努める。
- ・費用対効果を考慮しながら、引き続き業務の外部委託化を検討し、推進する。
- ・情報の共有化・電子化を図るとともに、会議資料のペーパーレス化を検討する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する措置

- ・科学研究費補助金申請を積極的に促すとともに、基盤S等へ申請し採択されなかった場合に研究費を優遇措置する制度を導入する。
- ・共同研究センターを中心に、地域の研究ニーズを調査し、共同研究の可能性を引き続き検討する。
- ・教育研究環境の充実を図るため、受託・共同研究等外部資金の獲得に引き続き努める。また、平成22年度に創設した公立はこだ

て未来大学基金の目標額の達成に向け引き続き取り組む。

2 経費の抑制に関する措置

- ・引き続き管理経費の抑制に努めるとともに、弾力的な予算運用を図る。
- ・冷暖房等の省エネルギー対策を引き続き推進し、一層の経費節減に努めるとともに、設備改修計画を策定する。

3 資産の運用管理の改善に関する措置

- ・資産の運用管理に係る情報の集約化を引き続き推進する。
- ・経済状況に応じた、安全性および安定性を重視した資金管理を引き続き進める。

第5 自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためによるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する措置

- ・オンライン授業評価の評価項目の検討など、現行システムの見直しを引き続き行う。
- ・自己点検・評価の結果を積極的に公開し、教員間での議論を通じて、次期中期目標に反映できるようにする。
- ・認証評価機関による認証評価を受審する。

2 情報公開等の推進に関する措置

- ・広報体制を強化し、ホームページ等により大学運営情報の積極的な公表に努める。また、公表が義務付けられた教育情報については、積極的にホームページ上で公表を行う。
- ・後援会および同窓会活動の支援に引き続き努めるとともに、後援会ニュース等を通じて保護者や卒業生へ積極的に大学情報の提供を図る。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備等に関する措置

- ・施設利用状況についての点検・評価に基づき、効果的・効率的な施設運用に引き続き努める。
- ・新たな情報機器と教育との関係に対する基本的考え方の検討を引き続き行う。また、現在のシステムに対する評価と検討した基本方

針から、今後必要となる教育環境を平成24年度整備予定の教室システム等の更改に反映させる。

2 安全管理に関する措置

- ・労働安全衛生法に基づいて設置した衛生委員会により、教職員等の安全および衛生に関する意識の向上を図る。
- ・学生委員会での検討を踏まえ、学生等が夜間学内に滞在する場合の許可条件等の基準を定める。
- ・定期健康診断等により、学生および教職員の適切な健康管理を引き続き実施する。また、敷地内全面禁煙化に向けて取り組みを進める。
- ・情報セキュリティ対策の充実と利便性の向上のため、現在の学内で閉じたセキュリティ対策の考え方から、積極的に学外とも連携した開かれたセキュリティ対策の方式について検討を行う。

3 人権擁護に関する措置

- ・セクシュアル・ハラスメント等を防止するため、教職員および学生に対する研修会等を継続して行うなど、計画的に啓発活動を実施する。

第7 予算

1 予算（平成23年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1, 508
補助金等収入	0
自己収入	703
授業料・入学料・入学検定料収入	664
その他の収入	39
受託研究等収入	107
寄附金収入	3
目的積立金取崩収入	15
計	2, 336
支出	
業務費	2, 247
教育研究経費	825
一般管理費	388
人件費	1, 034
受託研究等経費	89
計	2, 336

2 収支計画（平成23年度）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	2, 408
経常費用	2, 408
業務費	1, 728
教育研究経費	598
受託研究費等	81
役員人件費	130
教員人件費	700
職員人件費	219

一般管理費	3 6 5
財務費用	2 6
雑損	0
減価償却費	2 8 9
臨時損失	0
収益の部	2, 3 9 3
経常収益	2, 3 9 3
運営費交付金収益	1, 5 0 7
補助金等収益	0
授業料収益	6 1 1
入学料収益	8 4
入学検定料収益	1 4
受託研究等収益	1 0 7
寄附金収益	3
財務収益	0
雑益	3 9
資産見返運営費交付金等戻入	3
資産見返寄附金戻入	4
資産見返物品受贈額戻入	2 1
臨時利益	0
純利益	△ 1 5
目的積立金取崩益	1 5
総利益	0

3 資金計画（平成23年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	2, 3 3 6
業務活動による支出	2, 0 4 0
投資活動による支出	1 3
財務活動による支出	2 8 3
翌年度への繰越金	0
資金収入	2, 3 3 6

業務活動による収入		2, 321
運営費交付金による収入		1, 508
補助金等による収入		0
授業料・入学料・入学検定料による収入		664
受託研究等収入		107
寄附金収入		3
その他の収入		39
投資活動による収入		0
財務活動による収入		0
前年度よりの繰越金		15

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

4億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定されるため。

5 重要な財産の譲渡、または担保に供する計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上および組織運営の改善に充てることを基本とする。